

【社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所】

配信登録をいただきまして、誠にありがとうございます。

大槻事務所のメールマガジンをお送りいたします。

2012年8月号

*.☆

【目次】

▼不定期連載 社会保険労務士 島 麻衣子のアテンション・プリーズ
(社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 アドバイザー)

▼大槻事務所だより 8月号

http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol41.pdf

▼合格体験記 (社労士試験合格への道)

▼10月セミナーのご案内

▼不定期連載 社会保険労務士 島 麻衣子のアテンション・プリーズ

両立支援のポイント

～育児短時間勤務・後篇～

前回に引き続き、企業に実施が義務付けられた、育児のための「所定労働時間の短縮措置」、いわゆる「短時間勤務制度」運用のポイントについて解説します。今回は、通常の労働時間管理でない場合、特にお問い合わせの多いフレックスタイム制と裁量労働制を採用している場合の短時間勤務の運用のポイントです。

◆フレックスタイム制

企業がフレックスタイム制を採用している場合、短時間勤務の運用については、次の2つの方法が考えられます。

- (1) 短時間勤務を希望する従業員をフレックスタイム制の対象から外し、通常の労働時間管理とした上で、所定労働時間を短くする。
- (2) フレックスタイム制と短時間勤務を併用する。

(1) は、保育園が子供を預かる時間との関係で、出社、帰宅時間が固定化することを考慮して、フレックスの対象から外すものです。一方、従業員が柔軟に労働時間をやりくりして働くことを希望する場合は、フレックスタイム制を選択することも可能となります。企業によっては、フレックスタイム制の特徴を生かし、学校行事や子の病時の際、時間をうまくやりくりすることで欠勤や遅刻といった扱いにしなくても済むよう、コアタイムを短く設定して、従業員が短時間勤務と選べるようにしているケースもあります。この場合、コアタイムの時間を新たに設定する場合は、労使協定の変更が必要となります。

(2) は、フレックスタイム制を適用したまま、1カ月の精算時間を短く設定するものです。この場合、1カ月の精算時間を、「労働日1日あたり6時間（他の選択肢がある場合はその時間）×所定労働時間」というように短く設定します。フレックスタイム制の労働時間の運用は変えずに、短時間勤務措置をとれるのがメリットですが、同時に始業・終業時刻を従業員自身に委ねている関係上、従業員によっては遅くまで仕事をして実質短時間勤務になっていない、という実態になることもありますので、業務配分や労働時間には注意が必要です。また、精算時間について、労使協定の変更が必要です。

◆裁量労働制

裁量労働は、実労働時間にかかわらず、1日の労働時間を労使協定等で定めた労働時間とみなす制度です。裁量労働制が適用されている従業員が短時間勤務を希望した場合、裁量労働制と短時間勤務を併用することは可能とされています（改正育児・介護休業法に関するQ&A）。その場合、1日の労働したものとみなす時間を、「6時間」などと設定することになり、必要に応じて労使協定等のみなし労働時間の追加を行います。しかし、本来裁量労働は実労働時間を管理せず、業務遂行や配分を大幅に労働者に委ねるものであり、実労働時間を短くすることが必要である短時間勤務制度とはなじみません。短時間勤務を希望する従業員は裁量労働制の対象から外し、フレックスタイム制度や通常の労働時間管理のなかで短時間勤務を実施するのが現実的でしょう。

以上

社会保険労務士 島 麻衣子事務所

▼大槻事務所だより

8月号は「老齢厚生年金」についての特集です！

http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol41.pdf

▼合格体験記（社労士試験合格への道）

最終章～本試験実況中継～

本試験当日、いつもより早く目が覚めました。

いつもは、朝食を目いっぱい食べる土井ですが、緊張のせい食欲が、まったく湧きません。そんな中、朝食として用意されたのはなんと『カツ丼』です。朝からカツ丼で・・・勝負にカツ、試験にもカツってことで無理やりカツ丼を食べました。験も担いだところで家を出ます。受験会場が開くのは9時、最後の悪あがきをするため9時前に着くよう、家を出ました。

受験会場に着くと、入口は受験生であふれ返っています。受験生を掻き分け自分の受験番号が貼られた席に着くと、周りの受験生は半端ないオーラを纏って最終チェックをしています。初受験で周りの雰囲気呑まれまくりの土井は、まったく落ち着かず、テキストを開いても文字

を眺めるだけで頭にはまったく入りません。予備校の先生が、「この試験の合格率からすると、試験の始まる前に自分よりできなさそうな人を 10 人見つけて自信をつけろ」なんて冗談交じりに言っていたのですが、どこを見ても自分よりできそうな人ばかりです。

落ち着こうとトイレに立ったものの、トイレの前も大行列。なんとかトイレを済まして席に着くと、試験の説明のアナウンスが始まったのです。いよいよ本試験の始まりです。

社労士試験は長丁場の試験にもかかわらず、トイレに行くのも水を飲むのもいつでも自由に行けるわけではなく、時間が決められています。トイレには試験官がついてきますし、水を飲むときも、手を挙げて試験官の目の前で飲みます。水はともかく、行きたいときにトイレに行けない事が自分の中ではかなり不安要素でした。そして、選択式試験の事で頭がいっぱいの土井にとっては、説明のアナウンスも頭に入らず、気づいたら終わっていました。

「試験を始めて下さい」のアナウンスとともに、午前の試験が始まります。午前は穴埋め問題で 8 個の設問があります。全体の問題を眺めて解く順番を決めます。全体の問題を流し読みしたのですが、労災、社会保険に関する一般常識は、見た瞬間に凍りつきました。ぱっと見て埋められるのは、5 個の穴のうち 1 つだけ。完全にパニック状態です。選択式の試験は、最低 30 分は時間が余るのですが、時間に余裕はなく、解き終えた（とりあえず穴を埋め終わった）のは 3 分前でした。

あっという間に終了のアナウンスがあり、試験用紙が回収され、お昼の時間になります。午前の試験にまったく自信のない土井は、お昼の時点で心身喪失状態です。ボーっと一点を見つめていた時、近くに座っていたグループから「難しかったね・全然分からなかった。きつとこれ救済あるよ。」なんて声が聞こえてきました。解けなかったのは自分だけでないことを知った土井は、この声で多少救われ、午後の択一式試験に臨みます。

午後の試験問題を解く順番は、頭（労働基準法）から解くと決めていました。「ん？よく分からないぞ・・・、あれ？おかしいな・・・」焦りながらも、なんとか気持ちを落ち着かせ、分からなければ次に進んで行きました。解けているのかどうなのかよく分からないまま、最終の国民年金へ突入。保留にしていた問題に戻り、手応えのないまま、なんとか解き終えます。解き終えた瞬間、これはやばいかも？と心底感じました。でも、近くに座っていたグループの会話を思い出し、きつとみんな分からないはずだと気持ちを切り替え、残り 10 分間できる問題を確実に取っとうと冷静に見直しをしました。そして「やめて下さい」のアナウンスとともに土井の初めての社労士試験は、終わったのです。

結局、この年は合格することができませんでした。前回までに書いた内容が失敗の要因です。合格した年は全体的に余裕があった気がします。複数回受験したことで試験慣れをしたものがありますが・・・

最後に土井が今までの経験上、本試験中に気を付けたことを書いてみます。

- ・会場には早めについて試験前に会場前で配っている予想問題は目を通す。

実際同じ問題が出たことがあり、直前に解いたおかげで正解することができました。

- ・ウォークマンを聞き、周りの雰囲気のにまれないようにする。
- ・携帯を持ち込む場合は、電源を切るだけでなく、電池を抜く。(アラームも退場になる可能性がある為です)

本試験中にはありませんでしたが、携帯の電源を切らなければいけない場面で電源を切っていたにも関わらず、自動電源 ON の設定にしていた為に、アラームが鳴ってしまった経験があります。

・選択式問題は、難しい問題にはまると時間がとられるため、解ける問題からどんどん解く。模試を受けた際に、難しい問題に時間を使いすぎて、時間切れになり、適当に答えを埋め散々な結果に終わった経験があります。解ける問題から解きましょう。

・選択式でどうしても分からない問題にあたって、悩んだときは、同じ答えを 2 つ入れるのもあり。2 問は正解が確実に分かっているケースであと 1 問どうしても取りたい場合、この方法を取りました。ただ両方とも間違えてしまうケースもある為、十分注意して下さい。

・午後の試験で疲れたら、トイレに行き一息ついてリフレッシュする。午後の試験は長い為、集中力が切れると、この問題多分こっちだ。と安易に解答して間違えるケースがありました。冷静な状態だと分かる答えが集中力が切れると迷ったりする場合があります。1 回くらいは休憩をとった方がいいかもしれません。

・自分ができない問題は、周りもできないと思い込んでどんどん解く。自分だけが解けない。やばい。どうしよう。とよく焦って解答し、答え合わせをすると「何でこの問題を間違えたのだろうか」と普段間違えない箇所を間違えてしまう経験をよくしました。焦ったりして止まると時間を使いますし、動揺すると冷静な判断ができず、普段間違えないようなところを間違えがちになります。案外周りも解けていないことが多いので気にせず解いた方がいい結果に繋がります。

おわり

～ 受験生の方へ ～

落ち着いて普段の力を出し切ることが大切です。そのために体調にはくれぐれも気をつけて下さい。残り数週間、やってきたことを信じて頑張ってください！

～ 今月の格言 ～

試験時間も難問を解けないのも皆同じ！！「焦らず解く」が合格への第一歩

◆私のよく間違えた過去問（今回は国民年金法より）

合算対象期間、学生納付特例期間を合算した期間のみが 25 年以上ある者にも老齢年金が支給されることがある。

